

埼玉県 権限移譲対象事務 事務概要調書 (生活衛生分野)

埼玉県 企画財政部 地域政策課 総務・自治連携担当

[illegible]

事務の概要

根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律	
事務内容	○墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可、変更許可、廃止許可を行う。 ○火葬場への立入検査、墓地・納骨堂・火葬場の経営者からの報告の徴収、施設改善命令、使用の制限、禁止の命令、許可の取り消しを行う。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	墓地、納骨堂、火葬場の経営許可【法第10条第1項】0件 墓地の区域又は納骨堂・火葬場の変更許可等【法第10条第2項】2件	
主な事務の処理フロー	移譲前 申請者 (経営者) 保健所 事前協議 事前指導 墓地埋葬法に基づく申請 許可・不許可処分 立入・報告の徴収 移譲後 申請者 (経営者) 市町村 事前協議 事前指導 墓地埋葬法に基づく申請 許可・不許可処分 立入・報告の徴収	
移譲による市町村のメリット	地域の実態（墓地等の需要、地域の考え方及び地域の地理状況等）を熟知している市町村で処理することにより、迅速で的確な対応が可能となり、住民の意向が反映された行政の展開が可能となる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	・墓地、納骨堂、火葬場経営許可事務0件～2件 ・墓地、納骨堂、火葬場変更許可事務0件～2件 ・墓地、納骨堂、火葬場廃止許可事務0件～5件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	環境衛生担当に他業務との兼務で1名配置	
必要な条例・規則等	必要に応じ、墓地等経営者の基準、墓地設置場所の基準等を条例等で規定	

市町村への支援

説明会・研修会等	県職員派遣・研修の必要性は低い。
事務処理マニュアル	移譲予定市町村に対し、関係条例、要綱、事務処理要領等を配布した。
人的支援（職員派遣等）	県職員派遣・研修の必要性は低い。
移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等は、随時対応する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	5項
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	市
移譲済市町村（条例）	22町1村（未移譲なし）
県担当課（本庁）	保健医療部 生活衛生課 環境衛生・ビル監視担当 （048-830-3613）
県担当課（地域政策機関）	

事務の概要

根拠法令	化製場等に関する法律	
事務内容	【死亡獣畜取扱場以外での規制行為の許可】（法第2条2項）：死亡獣畜取扱場以外で死亡獣畜の埋葬等をする際の許可 【化製場等設置の許可】（法第3条1項）：化製場・死亡獣畜取扱場の設置の許可 【構造設備等変更の届出】（法第3条2項）：化製場・死亡獣畜取扱場の構造設備等を変更する際の届出受理 【化製場等設置の不許可決定】（法第4条）：化製場等設置申請に対し、基準に適合しない場合の不許可処分 【報告要求、立入検査】（法第6条1項）：必要に応じ設置者・管理者から報告を求め、又は施設への立入検査を行う。 【構造設備の改善命令等】（法第6条の2）：構造設備が基準に適合していない、又は管理者が講ずべき措置をしていないときの改善命令 【許可の取消等】（法第7条）：改善命令に従わない場合の許可の取消・施設の使用制限又は禁止 【準用規定による許可】（法第8条）：準用施設設置の許可	
主な移譲権限のR5年度処理件数	・化製場等の設置許可申請【法第3条1項】1件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
移譲による市町村のメリット	化製場及び死亡獣畜取扱場は、地域環境に密接に関係する施設であることから、市町村の事務となることで地域の実情に反映した事務を執り行うことができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	化製場等の設置許可申請：0～1件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	施設への立入検査を行使することができる者として、市町村は職員1名以上（他業務との兼務可）に環境衛生監視員の証票を交付する必要がある。	
必要な条例・規則等	市町村の手数料条例等による申請手数料の設定	

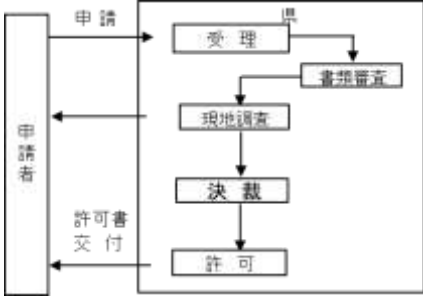
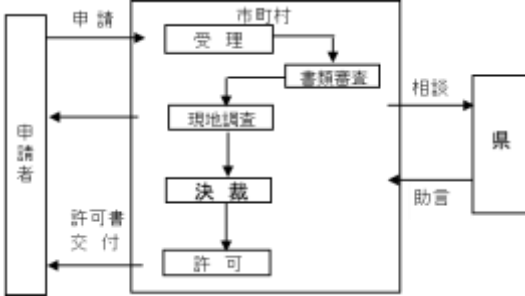
市町村への支援

説明会・研修会等	随時対応する
事務処理マニュアル	あり
人的支援（職員派遣等）	特に検討していないが、市町村の意向を確認のうえ個別に対応
移譲後のフォローアップ	随時対応する
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	7項1号
条例移譲の目安	全市町村
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）、中核市（3市）
移譲済市町村（条例）	24市8町（12市14町1村未移譲）
県担当課（本庁）	保健医療部 生活衛生課 総務・動物指導担当（048-830-3612）
県担当課（地域政策機関）	各保健所 生活衛生・薬事担当

事務の概要

根拠法令	化製場等に関する法律	
事務内容	【動物の飼養・収容の許可】（法9条1・2項）：動物の飼養又は収容の許可及び許可が必要となる区域の指定 【「みなし許可」の対象となる者からの届出】（法9条4項）：区域変更等に伴い、現に動物を飼養又は収容している「みなし許可」とされる者からの届出 【報告要求、立入検査】（法9条5項）：必要に応じ設置者・管理者から報告を求め、又は施設への立入検査を行う。 【構造設備の改善命令等】（法9条5項）：構造設備が基準に適合していない、又は管理者が講ずべき措置をしていないときの改善命令 【許可の取消等】（法9条5項）：改善命令に従わない場合の許可の取消・施設の使用制限又は禁止	
主な移譲権限のR5年度処理件数	・動物の飼養・収容許可申請【法9条】 2件	
主な事務の処理フロー	移譲前 	移譲後 
移譲による市町村のメリット	動物の飼養及び収容は、地域環境に密接に関係する事例であることから、市町村の事務となることで地域の実情に反映した事務を執り行うことができる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務		
想定される事務量（年間処理件数）	動物の飼養・収容許可申請：0～1件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	施設への立入検査を行使することがことができる者として、市町村は職員1名以上（他業務との兼務可）に環境衛生監視員の証票を交付する必要がある。	
必要な条例・規則等	市町村の手数料条例等による申請手数料の設定	

市町村への支援

説明会・研修会等	随時対応する
事務処理マニュアル	あり
人的支援（職員派遣等）	特に検討していないが、市町村の意向を確認のうえ個別に対応
移譲後のフォローアップ	随時対応する
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	7項2号
条例移譲の目安	全市町村
移譲済市町村（法令）	指定都市（1市）、中核市（3市）
移譲済市町村（条例）	27市11町（9市11町1村未移譲）
県担当課（本庁）	保健医療部 生活衛生課 総務・動物指導担当（048-830-3612）
県担当課（地域政策機関）	各保健所 生活衛生・薬事担当

事務の概要

根拠法令	水道法
事務内容	専用水道の布設工事の確認、各種届出の受理、施設改善の指示、給水停止命令、報告書の徴収及び立入検査等 （法令の趣旨） 水道の布設及び管理の適正化及び合理化により、清浄・豊富・低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。 （用語解説） 専用水道…寄宿舍・社宅・療養所等における自家用の水道で、100人を超える居住者に水を供給するか、飲用等の生活用水として使用する1日の最大給水量が20m ³ を超えるものをいう。
主な移譲権限のR5年度処理件数	・専用水道布設工事設計確認申請書【法第33条第1項】 6件 ・立入検査【法第39条第2項】 35件
主な事務の処理フロー	移譲前 専用水道設置者 確認申請・届出 県 確認通知・受理 移譲後 専用水道設置者 確認申請・届出 市町村 確認通知・受理
移譲による市町村のメリット	小規模な水道として住民生活に密着しており、よりきめ細やかな住民サービスを提供できる。
一体的に処理することが効果的な移譲事務	事務内容が類似しているため、簡易専用水道の監督等、自家用水道の監督等を一体的に移譲した方が効率的である。
想定される事務量（年間処理件数）	0～10件
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	環境衛生担当部（課）等に他業務との兼務で1名配置
必要な条例・規則等	制定が必須となる条例・規則等はないが、埼玉県では「埼玉県専用水道規制事務取扱要綱」や「埼玉県専用水道規制事務等取扱要領」等を制定。

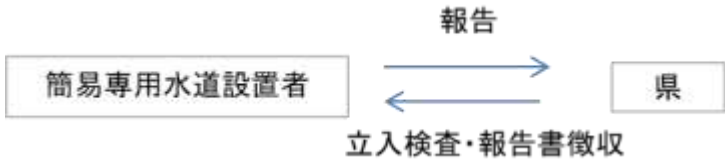
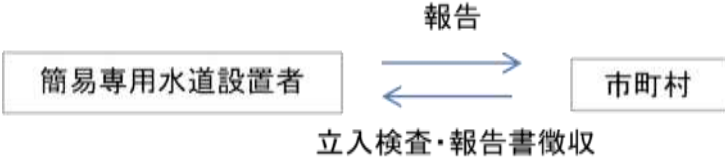
市町村への支援

説明会・研修会等	引継ぎのための説明会を開催している（年1回）
事務処理マニュアル	上記説明会の時に、埼玉県専用水道規制事務取扱要綱や専用水道立入検査指導項目票等を提供している。
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	40項第1号
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	市
移譲済市町村（条例）	14町1村（未移譲 8町）
県担当課（本庁）	保健医療部 生活衛生課 水道担当（048-830-3616）
県担当課（地域政策機関）	各保健所 生活衛生・薬事担当

事務の概要

根拠法令	水道法	
事務内容	簡易専用水道の管理指導、清掃等改善措置の指示、給水停止命令、報告書の徴収及び立入検査等 （法令の趣旨） 水道の布設及び管理の適正化及び合理化により、清浄・豊富・低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。 （用語解説） 簡易専用水道…水道水のみを水源とする、受水槽を有する給水のための施設で、受水槽の有効容量が10m³を超えるものをいう。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	・立入検査【法第39条第3項】 37件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	小規模な水道として住民生活に密着しており、よりきめ細やかな住民サービスを提供できる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	事務内容が類似しているため、専用水道の監督等、自家用水道の監督等を一体的に移譲した方が効果的である。	
想定される事務量（年間処理件数）	0～20件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	環境衛生担当部（課）等に他業務との兼務で1名配置	
必要な条例・規則等	制定が必須となる条例・規則等はないが、埼玉県では「簡易専用水道のしおり」を作成。	

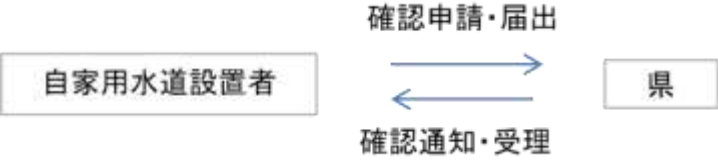
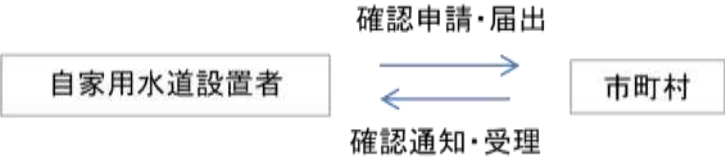
市町村への支援

説明会・研修会等	引継ぎのための説明会を開催している（年1回）
事務処理マニュアル	上記説明会の時に、簡易専用水道のしおり等を提供している。
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	40項第2号
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	市
移譲済市町村（条例）	13町1村（未移譲 9町）
県担当課（本庁）	保健医療部 生活衛生課 水道担当（048-830-3616）
県担当課（地域政策機関）	各保健所 生活衛生・薬事担当

事務の概要

根拠法令	埼玉県自家用水道条例	
事務内容	埼玉県自家用水道条例に規定する「自家用水道」の布設工事の確認、各種届出の受理、報告書の徴収及び立入検査等（法令の趣旨） 自家用水道の布設及び管理の適正化を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 （用語解説） 自家用水道（本条例における）…水道法に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であって、50人以上の人または10世帯以上の世帯に飲用水を供給するものをいう。	
主な移譲権限のR5年度処理件数	・布設確認申請書【条例4条第1項】 0件 ・変更承認申請書【条例4条第2項】 0件 ・立入検査【条例9条第1項】 3件	
主な事務の処理フロー	移譲前	移譲後
		
移譲による市町村のメリット	小規模な水道として住民生活に密着しており、よりきめ細やかな住民サービスを提供できる。	
一体的に処理することが効果的な移譲事務	事務内容が類似しているため、専用水道の監督等、簡易専用水道の監督等を一体的に移譲した方が効果的である。	
想定される事務量（年間処理件数）	0～5件	
必要な組織体制等（人員・資格・機器等）	環境衛生担当部（課）等に他業務との兼務で1名配置	
必要な条例・規則等	制定が必須となる条例・規則等はないが、埼玉県では「自家用水道布設確認等事務取扱要領」や「自家用水道における水質検査頻度等について」を制定。	

市町村への支援

説明会・研修会等	引継ぎのための説明会を開催している（年1回）
事務処理マニュアル	上記説明会の時に、自家用水道布設確認等事務取扱要領等を提供している。
人的支援（職員派遣等）	
移譲後のフォローアップ	事務処理にあたっての相談等は、随時対応する。
財政支援	・準備経費（権限移譲特別推進交付金） ・事務処理経費（埼玉県分権推進交付金）

基礎データ

事務処理特例 条例別表	104項
条例移譲の目安	全市町村（40市22町1村）
移譲済市町村（法令）	
移譲済市町村（条例）	25市13町1村（未移譲 15市、9町）
県担当課（本庁）	保健医療部 生活衛生課 水道担当（048-830-3616）
県担当課（地域政策機関）	各保健所 生活衛生・薬事担当